

# 貸付報告書

船橋市経済部商工振興課長 あて

取扱金融機関

担当者

船橋市が申込受付した船橋市中小企業融資資金について、下記のとおり融資実行したので報告します。

記

企業名

資金名（該当資金名を丸で囲んでください。）

小口零細企業・普通事業・設備改善・創業支援・短期運転・特定中小企業者対策・災害復旧 資金

融資金額

千円

返済回数	据置期間	保証料率	経営者保証非提供制度の利用について	保証料額	保証番号	返済約定日
回	ヶ月	%	<input type="checkbox"/> 該当せず <input type="checkbox"/> 0.25%上乗せ <input type="checkbox"/> 0.45%上乗せ	円		日
<u>貸付期間</u>			年 月 日 ~ 年 月 日			
<u>約定返済額</u>			<u>返済額の調整</u>			<u>最終回返済額の実引き落し日</u>
円 <input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 終回			円			令和 年 月 日
<u>約定日が非営業日に相当した場合の利息額計算基準日について（該当項目にチェック「レ」をお願いします）</u>				<input type="checkbox"/>	約定日の翌営業日である。	
				<input type="checkbox"/>	約定日と同日である。	
				<input type="checkbox"/>	約定日の前営業日である。	

- ◆ 利子及び保証料補給額の算定資料となりますので、貸付実行後速やかに、①この「貸付報告書」と②「返済予定表」の写し・③「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」または「信用保証料送金のご依頼」の写しを3つ同時にご提出ください。（FAX可）
- ◆ 上記③につきましては、保証料率が1.35%以下の場合は、「保証決定のお知らせ」または「信用保証書」の写しでも結構です。
- ◆ 手形による一括償還等の理由で上記②の「返済予定表」がない場合でも、利息額と利息計算期間の日数がわかるものをご提出ください。（「手形貸付計算書」等）

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047-436-2475

船橋市経済部商工振興課 経営労政係

FAX 047-436-2466